

**神戸市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査 及び
神戸市子ども・子育て支援総合計画（神戸市子ども・子育て支援事業計画を含む）策定支援業務
仕様書**

1. 業務名

神戸市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査及び神戸市子ども・子育て支援総合計画（神戸市子ども・子育て支援事業計画を含む）策定支援業務

2. 業務内容

(1) ニーズ調査業務

ア.調査票の設計及び作成

調査票については国の示す案に基づき作成し、必要に応じて設問の追加・変更を行うこと。

① 対象者（例：H30 年度実施したニーズ調査の調査対象者）

- ・就学前児童保護者：0 歳から 6 歳までの就学前児童のいる世帯
- ・小学生低学年保護者：小学校 1 年生から 3 年生までの児童のいる世帯
- ・小学生高学年保護者：小学校 4 年生から 6 年生までの児童のいる世帯
- ・小学生高学年本人：小学校 4 年生から 6 年生までの児童本人

② 調査方法

- ・社会調査として適切かつ合理的な調査手法（郵送・Web 利用等）により行うこと。
（郵送により調査を実施する場合は、発送用郵便料・返信用郵便料は受託者が負担する。）
- ・上記調査手法に加え、対象者のニーズをよりの確に把握するための方策を検討すること。

③ 標本数

- ・当該分野における全市における対象者のニーズを適切に把握するために十分な標本数を確保すること。
- ・上記「①対象者」の個別の分析においても、支障のない回収数を確保すること。

④ 抽出方法

- ・住民登録基本台帳及び外国人登録台帳より、無作為抽出。

イ.調査結果のとりまとめ

- ・調査対象者ごとに全調査項目を入力すること。（自由意見も含む。）
- ・ニーズ調査のデータに基づき、単純集計及びクロス集計を行うこと。
- ・クロス集計については、集計方法・集計項目数等について国の指針に基づいた集計方法で行うこと。
- ・調査結果から得られるニーズや課題等を把握すること。
- ・調査の分析結果から、提供区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出を行うこと。その際、国から示される手引きに基づいた推計を行った上で、推計の結果及び現状を踏まえた目標設定を行うこと。なお、国の手引きに基づく推計を行うと実態と大きく乖離が出る場合は、実態に基づく神戸市独自補正を行う必要があるため、補正にあたって支援を行うこと。
- ・調査結果を取りまとめるとともに、報告書及び概要版を作成する。

(2) こども大綱を踏まえた実態調査等業務

ア.調査票の設計及び作成

国が秋頃示すこども大綱を踏まえ、調査対象者や調査項目、調査方法、標本数、抽出方法について検討し、本市との協議により決定すること。その際は、こども基本法に基づき、特にこどもの意見を幅広く聴取して反映させる必要があることに留意すること。

なお、基本的には 18 歳までの子どもを対象とした施策につなげることを念頭におき、標本数はコーズ調査と同程度以上を確保すること。

イ.調査時期

「4. 業務スケジュール」記載の骨子案策定までに調査結果を反映できるよう、実施すること。

ウ.調査結果のとりまとめ

- ・調査対象者ごとに全調査項目を入力すること。（自由意見も含む。）
- ・単純集計及びクロス集計を行うこと。
- ・クロス集計の項目等については、調査票作成時に検討し、本市と協議の上、決定すること。
- ・調査結果から得られる課題等を把握すること。
- ・調査の分析結果から、次期神戸市子ども・子育て支援総合計画がこども大綱を踏まえたこども計画となるよう、具体的な提案を行うこと。
- ・調査結果を取りまとめるとともに、報告書及び概要版を作成すること。

(3) 神戸市子ども・子育て支援総合計画※（神戸市子ども・子育て支援事業計画を含む）策定に係る分析・提案業務

「神戸っ子すこやかプラン 2024」に記載の現行施策の分析及び課題整理を行うとともに、次期子ども・子育て支援総合計画を策定するにあたって、今後の子ども・子育て支援施策についての具体的な方策を提案する。

なお、神戸市の子ども・子育て支援施策が、ライフステージに沿って切れ目ない支援を提供することで、子どものより良い育ちの実現を目指し、また、子どもの最善の利益が優先されるよう協働しながら支援できる社会環境づくりを進めていくことを前提としていることを踏まえ、具体的な方策を提案すること。また、現行施策の分析及び課題整理を行う中で、必要に応じて調査を実施すること。

ア.神戸市の子ども・子育て支援施策に関する現状分析

イ.問題点及び課題の抽出・整理

ウ.他都市の状況分析及びそれを踏まえた提案

エ.今後の子ども・子育て支援施策についての具体的な方策の提案

（本市が令和 3 年 9 月に実施した「神戸市子どもの生活状況に関する実態調査」と令和 5 年 9 月実施予定の「ひとり親家庭等実態調査」の結果も踏まえた提案とすること。）

※神戸市子ども・子育て支援総合計画

市町村に策定義務のある子ども・子育て支援事業計画の他、次世代育成支援対策推進行動計画など、他法に基づく市町村計画を包含（連携）した計画のことを指す。現行では「神戸っ子すこやかプラン 2024」がこれに該当する。

なお、国の指針で子ども・子育て支援事業計画に必須記載項目とされている項目については、必ず計画に盛り込むこと。また、必須記載項目以外に、神戸市独自で計画に盛り込む追加事項について、他都市の状況を踏まえて提案すること。

※前回策定時に国の指針で必須記載項目とされていた項目は以下のとおり。

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- ③ 各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
- ④ 地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方、研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策

また、次期計画は現計画「神戸っすこやかプラン 2024」と同様に、子ども・子育て支援事業計画等を含んだものとするとともに、国が策定予定のこども大綱を踏まえ、市町村が策定する市町村こども計画として位置付けることを念頭に策定する。

なお、市町村こども計画は、こども大綱を勘案して定めることとされており、こども大綱が次に掲げる事項を含むものでなければならないとされていることから、これらの要素を含んだ計画とする。

- ① 少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ② 子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項

また、令和 11 年度を終期とする「神戸市社会的養育推進計画」も念頭に、次期子ども・子育て支援総合計画を策定すること。

3. 成果物（神戸市に提出するもの）

- (1) 作成した調査票及び電子データ
- (2) 入力した調査項目の生データ（Excel）
- (3) 調査結果をとりまとめた報告書及び概要資料の電子データ
- (4) 会議資料、議事録及びそれらの電子データ
- (5) その他、当業務のために作成した資料及び電子データ
- (6) 実施業務の内容や成果等をまとめた業務報告書（委託期間終了後、速やかに提出すること）

※すべて神戸市の成果物となり、著作権は神戸市に帰属するものとする。

※回収した調査票は、神戸市に返却すること。

4. 業務スケジュール

調査票内容・計画検討開始	10月～
現状把握、課題の整理	10月～

調査票案の作成	11月
こども大綱を踏まえた実態調査等の検討	秋頃～
ニーズ調査の実施・集計・速報	11月～12月
実態調査の実施・集計・速報	11月～2月上旬頃
ニーズ調査に基づく「量の見込み」検討	1月～3月
各種調査結果をとりまとめた概要資料の提出	2月上旬頃
調査結果等を踏まえた骨子案の策定支援	2月中旬頃～
ニーズ調査最終報告書の提出	3月中
骨子案策定	5月頃
素案策定支援	5月頃～
素案策定	8月下旬

5. 精算について

国の基本指針等に基づき、各種数量等が変更になり、業務に係る費用や単価、人件費等が変更となる可能性がある。よって、検査終了後、実際の業務内容に基づき、委託者と受託者が協議の上、精算することとする。

6. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に準じて行うこと。

7. 定例会議について

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、定例会を設置のうえ進捗報告を行うこととし、必要な報告書類を会議開催までに完備しつつ、会議終了後、会議内容を書面で本市へ報告し、その了承を得るものとする。

なお、定例会の開催回数は、本市と協議のうえ決定することとし、規定した以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。

(参考) 前回計画策定時の必須記載事項及び任意記載事項

【必須記載事項】

	内容	指針	現計画
1	教育・保育提供区域の設定	第三の二の1	P10
2	各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期（認定の区分に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定）	第三の二の2	P10-15
3	各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期	第三の二の3	P17-19
4	①地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方、②幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項、③質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	第三の二の4	①P16 ②P8 ③P5・P8

【任意記載事項】

	内容	指針	現計画
1	市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	第三の三 (別表④一)	P1-4
2	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保について	第三の三の1 (別表④二)	P5
3	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携について（①児童虐待防止対策の充実、②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、③障害児施策の充実等）	第三の三の2 (別表④三)	①P6 ②③P7
4	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について	第三の三の3 (別表④四)	P8

5 ※	地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進	第三の三の4 (別表④四の二)	-
6	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期及び事業計画の期間	第三の三 (別表④五・六)	P1
7	市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	第三の三 (別表④七)	P8

※R3.12.27 内閣府告示により追加